

# 筑波大学体育会鹿島神流武道部規約

平成5年4月1日施行  
最終改正令和2年11月28日

## 第1章 名称

第1条 本団体は『筑波大学体育会鹿島神流武道部』と称する。

## 第2章 所在

第2条 本団体の所在地を つくば市天王台1-1-1 体育系サークル館 に置く。

## 第3章 目的

第3条 本部会の目的は次の通りとする。

- (1) 日本武道『鹿島神流』の修得及び研究。
- (2) 部員相互の理解と親睦を深める。

## 第4章 部員

第4条 部員は次の条件に準拠しなければならない。

- (1) 日本武道に関心を持ち、本部会の目的に賛成する者であること。
- (2) 筑波大学の学生であること。
- (3) 原則として、年間を通して継続的に活動すること。

第5条 入部しようとする者は、主将に届出なくてはならない。

第6条 退部しようとする者は、主将に届出なくてはならない。

第7条 部員は別に定められた部費を納入しなければならない。

第8条 継続的な活動が困難であるが、本部会への残留を希望し、かつ一定期間の後活動を再開する意志を持つ者は休部することができる。

第9条 部員が本規約に違反又は本部会の名誉を著しく毀損する行為をした場合、総会出席者数の3分の2以上の多数を以て当該部員に対し退部を勧告することができる。

第10条 部員が本規約に違反または本部会の名誉を著しく毀損する行為をした場合、総会において部員総数の3分の2以上の多数を以て当該部員に対して除名処置をとることが出来る。この場合の除名とは、部員資格の剥奪を意味する。この場合の部員総数には当該部員を含むものとする。

## 第5章 組織

第11条 本部会は鹿島神流武道連盟筑波大学支部の一組織であり、筑波大学体育会に属する。

第12条 本部会の機関として、総会、執行部を置く。

## 第6章 総会

第13条 総会は本部会の最高議決機関とする。

第14条 総会は部員全員によって構成される。

第15条 定例総会は5月下旬乃至6月上旬および12月に主将によって招集される。

第16条 臨時総会は次の場合に主将によって召集される。

- (1) 執行部が必要と認めた場合。
- (2) 会計監査が必要と認めた場合。
- (3) 部員総数のうち休部者を除いた人数の4分の1以上の要求があった場合。

第17条 総会は部員総数のうち休部者を除いた人数の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことが出来ない。

第18条 議決は特別の定めのないかぎり、総会出席者の過半数の賛成によってなされる。

## 第7章 執行部

第19条 執行部は本部会の会務を処理する。

第20条 執行部は主将、主務、総務、企画、会計、渉外の各1名の役員により構成される。

第21条 役員は総会の承認を得なければならない。

第22条 各役員の任期は1月から12月までの1年間とする。但し任期途中で役員が交代した場合、その新役員の任期は前任者の残任期間とする。

第23条 執行部は次の任務を負う。

- (1) 稽古および対外行事の円滑な運営。
- (2) 総会の議決を執行する。
- (3) 予算案、決算報告を作成して総会に提出する。
- (4) その他総会に提出する議案の作成。

第24条 執行部の責任の下に体育会運営委員を置く。

第25条 役員が本規約に違反又は部の名誉を著しく毀損する行為をした場合、総会出席者数の3分の2以上の多数を以て当該役員を罷免することが出来る。

## 第8章 会計

第26条 本部会の会計は執行部がこれを処理する。

第27条 執行部は総会に対して予算案を提出し、承認を得なければならない。執行部は総会に対し会計年度毎に決算を報告し、承認を得なければならない。

第28条 本部会の会計年度は4月から翌年3月までとする。

第29条 本部会の会計を監査するため、会計監査2名を置く。

第30条 会計監査は総会の承認を得なければならない。

第31条 会計監査の任期は1月から12月までの1年間とする。

## 第9章 会費

第32条 本部会の運営に当てるため、部員は毎年15000円を負担する。ただし、財源に過不足を生じている場合には必要に応じて部費を増減させることができる。

## 第10章 改正

第33条 本規約の改正は執行部、又は部員総数のうち休部者を除いた人数の2分の1以上の要求を以て総会において審議することが出来る。

第34条 本規約の改正は部員総数のうち休部者を除いた人数の3分の2以上の賛成を以て行うことができる。

## 筑波大学体育会鹿島神流武道部規約細則

### 部員

第1条 入退部の届出には規定の用紙を用いる。届出は主将になされ、その際提出された書類は主務が保管するものとする。

### 第2条

(1) 部員は部費、鹿島神流武道連盟の連盟会費、体育会個人登録費を納めなければならない。

(2) 部費、鹿島神流武道連盟の連盟会費、体育会個人登録費の納入方法は定例総会において決定する。

第3条 部費の納入期限は会計が定めるものとし、期限後1カ月を過ぎても納入しない者には書面（後述の条件を満たした場合、電子データを含む）で納入勧告が行われる。勧告後2週間を過ぎても納入しない者は経済的事情のある場合を除き、部員である資格を失う。ただし、納入勧告及び資格消失の前には、当人と直接連絡（後述の条件を満たした場合、電子メールでの告知を含む）を行うものとする。この場合の条件とは、退部勧告を行ったのち2週間以内に連絡のとれないことを意味する。

第4条 部員は以下の条件により、休部することができる。

(1) 休部の届出には規定の用紙を用いる。届出は休部期間までに主将になされ、その際提出された書類は主務が保管するものとする。

(2) 休部者は、総会での議決権を持たない。

(3) 休部者は、体育会個人登録費および鹿島神流武道連盟の連盟会費を会計の定める期限までに別途納入しなければならない。ただし、休部中は、規約第7条は適用されない。

(4) 休部期間は学期単位とし、継続して最長一年間とする。更に休部を希望するものは復部予定日前までに更新の手続きをとらなければならない。

(5) 復部の届出には規定の用紙を用いる。届出は復部予定日前までに主将になされ、その際提出された書類は主務が保管するものとする。

### 組織

第5条 筑波大学支部のうち本規約の適用を受けるのは学生部のみとする。本部会は、連盟又は筑波大学支部から業務の委託の要請を受けた時には、その業務を代行する。

### 総会

第6条 総会の議事進行は主務が行い、開会、閉会の宣言は主将が行う。

第7条 召集の際、事前に主務により書面または電子メールを以て部員全員に告知がなされる。定例総会では、5月下旬乃至6月下旬は前会計年度決算報告及び新会計年度予算案、12月には新執行部役員及び新会計監査の審議がされなければならない。

第8条 予算案、決算報告及びその他総会に提出する議案については、あらかじめ、執行部が同支部長の了解を得なければならない。

第9条 臨時総会召集の際も事前に主務により書面または電子メールを以て部員全員に告知がなされる。規約第16条(3)の場合、署名を以て執行部に提出されたものを要求とする。

第10条 やむを得ない理由により、総会に出席できない部員は、任意の総会出席者または総会に全権を委任することができる。その際部員は、委任状を主務に提出しなければならない。委任状の文面は下記の通りである。

## 委任状

(委任者) \_\_\_\_\_ は \_\_\_\_\_ 様に

この度の総会における議決権を委任いたします。

右の下線部が空欄であった場合、委任者の議決権は総会に委任されるものとする。

その場合、総会出席者一人一人に

「総会に委任された委任票の数」/「総会出席者数」の票が与えられる。

なお、この委任状は「部員総数」を対象とする議題においてのみ票として計上し、「総会出席者数」を対象とする議題においては計上しないものとする。

委任：民法上で、法律行為の実行を相手方に任せ、  
相手方がこれを承知することにより成立する契約。

総会における委任は、部員各人が持つ、総会において意見を表明し、議題の採決において賛否を示す権利である議決権の実行を任意の個人、あるいは総会に任せることを示す。

出席者と委任者は総会に出席しているか否かにおいて別のものである。

総会における委任状の取り扱い

① 総会出席者の 2/3 以上もしくは過半数の賛成をもって可決される案件においては委任者の票は票として数えない。

② 部員総数の 2/3 以上もしくは過半数の賛成をもって可決される議題においては委任者の票を票として数える。

②の議題において採決を行う場合には以下の手順で行うものとする。

1. 出席者に関して採決を行う。議題に関して、賛成か、反対か、棄権か

2. 委任者に関して採決を行う。議題に関して、賛成か、反対か、棄権か

なお、この際に挙手を行うものは委任状において委任されたもののみである。

3. 総会に委任された委任票に関して計算し、採決を行う。

賛成した出席者の数×「総会に委任された票の数/総会出席者数」

反対した出席者の数×「総会に委任された票の数/総会出席者数」

棄権した出席者の数×「総会に委任された票の数/総会出席者数」

上記三つの手順で得られた賛成、反対、棄権の票数に基づき、表決を行う。

第11条 主務は委任状提出者に対し、総会の審議内容を書面または電子メールを以て報告しなければならない。

第12条 採決は原則として挙手によって行われる。

#### 執行部

第13条 規約第23条に則り各役員の職務を以下に定める。

主将 本部会の代表責任者。練習、合宿、演武等の運営。

主務 主将補佐、及び主将不在時の代行。体育会代表者責任会議への出席。部内の事務、体育会、他の部、同好会などとの連絡を含む対外事務。入退部に関する業務。総会の議会進行。委任状提出者への総会の審議内容の報告。

総務 合宿、演武等に関する事務。武具その他の本部会の備品の管理。

企画 卒業生歓送会、新入生歓迎会、納会等の本部会の行事の立案、運営。

会計 本部会の会計業務。部費、体育会登録費、会報代等の連盟関係の費用、各行事における費用の徴収、会計報告。部費の運用。体育会への収支計画書の作成及び提出。体育会会計責任者会議への出席。予算案、決算報告の作成。

渉外 連盟会員、本学OB等関係者への連絡。教職員との連絡。

第14条 各役員とも、必要に応じてその業務の一部を当該役員の責任において他の部員に委嘱できる。

第15条 主務、総務、企画について、必要に応じて部員の中から役員補佐を任命することができる。役員補佐の職務および任期については各役員に準ずる。また、各役員補佐は他の執行部の役員及び役員補佐と兼任できないものとする。

第16条 役員が止むを得ず長期間職務を継続することが不可能となった場合、現執行部による協議、選定のうえ、役職の併任または代理を立てることが出来る。

第17条 執行部役員交代の際は、新役員は速やかに総会の承認を得なければならない。

第18条 原則として、執行部発足時に役員は学群二年次生であること。

第19条 役員および役員補佐は前執行部と執行部役員を出す学年により協議、選定された後、総会の承認を得なければならない。

第20条 執行部の下に以下の3つの係を定める。

新歓係 新歓活動の補佐

ビデオ係 ビデオの管理・保存

救急箱係 救急用具の管理・補充

各係は以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 原則として、係は選出時に学群一年次生であること。
- (2) 係は新執行部と前任者及び係を出す学年により協議、選定される。
- (3) 係の任期は執行部と同じとする。

第21条 執行部の責任の下に以下のように体育会運営委員を定める。

- (1) 本員は体育会運営委員会へ出席すること。
- (2) 原則として、本員は選出時に学群一年次生であること。
- (3) 本員は新執行部と前任者及び本員を出す学年により協議、選定される。
- (4) 本員の任期は執行部と同じとする。

## 会計

第22条 執行部は月毎の決算を翌月までに部員に報告しなければならない。全ての決算報告書は会計監査の承認を得ていること。

第23条 会計監査は前会計監査により原則として前執行部から1名、大学院生から1名推薦され、総会の承認を得なければならない。

## 改正

第24条 規約および細則改正の際、執行部は協議のための委員会を置くことができる。

第25条 本細則の改正は執行部、又は部員総数の2分の1以上の要求を以て総会において審議することが出来る。

第26条 本細則の改正は総会出席者の過半数の賛成を以て行うことが出来る。